

13 ふるさと納税

ふるさと納税とは、都道府県や市区町村への「寄附」のことをいいます。

このふるさと納税をした場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請することで住民税からふるさと納税額の一部、また、確定申告をすることで所得税と住民税からふるさと納税額の一部が控除されます。

控除される額は、原則として自己負担額の2,000円を除いた全額となりますが、ふるさと納税をした年の所得状況などによって、自己負担額が2,000円で済むふるさと納税の上限額が異なります。

【注】ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告を必要としない給与所得者が、ふるさと納税をした団体に申告特例申請書を提出することで確定申告や住民税申告を省略することができる特例です。

ただし、次の場合はワンストップ特例制度が適用されませんので、ご自身でふるさと納税に係る寄附金を確定申告または住民税申告にて申告する必要があります。

- ・確定申告または住民税申告をした場合
- ・6自治体以上にワンストップ特例を申請した場合
- ・寄附した翌年の1月1日の住所地が申告特例申請書に記載された市区町村でなくなったにもかかわらず、申請事項変更の届出がされていない(申告特例申請書を提出後に住民票を異動している)場合

(1) 控除額

① ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した場合

控除額	計算式
基本控除額	(ア) (寄附金額の合計額 - 2,000円) × 6% (市民税) (イ) (寄附金額の合計額 - 2,000円) × 4% (県民税) ※寄附金額の合計額は総所得金額等の30%が限度
特例控除額	(ウ) (寄附金額の合計額 - 2,000円) × 乗率〈表1〉 × 60% (市民税) (エ) (寄附金額の合計額 - 2,000円) × 乗率〈表1〉 × 40% (県民税) ※(所得割額 - 調整控除額) × 20%が限度
申告特例控除額	(オ) 特例控除額 × 乗率〈表2〉 × 60% (市民税) (カ) 特例控除額 × 乗率〈表2〉 × 40% (県民税)

(ア)と(ウ)と(オ)の合計額が市民税から、(イ)と(エ)と(カ)の合計額が県民税からそれぞれ控除されます。

② 確定申告をした場合

控除額	計算式
基本控除額	(ア) (寄附金額の合計額－2,000円)×6%(市民税) (イ) (寄附金額の合計額－2,000円)×4%(県民税) ※寄附金額の合計額は総所得金額等の30%が限度
特例控除額	(ウ) (寄附金額の合計額－2,000円)×乗率<表1>×60%(市民税) (エ) (寄附金額の合計額－2,000円)×乗率<表1>×40%(県民税) ※(所得割額－調整控除額)×20%が限度
所得税控除額	(オ) (寄附金額の合計額－2,000円)×所得税率×1.021(復興所得税率)

(ア)と(ウ)の合計額が市民税から、(イ)と(エ)の合計額が県民税から、(オ)が所得税からそれぞれ控除されます。

〈表1〉

課税所得金額－人的控除額の差	乗率
0円未満※	100分の90
0円～1,950,000円	100分の84.895
1,950,001円～3,300,000円	100分の79.79
3,300,001円～6,950,000円	100分の69.58
6,950,001円～9,000,000円	100分の66.517
9,000,001円～18,000,000円	100分の56.307
18,000,001円～40,000,000円	100分の49.16
40,000,001円～	100分の44.055

【※】課税山林所得金額および課税退職所得金額を有しない場合

〈表2〉

課税所得金額－人的控除額の差	乗率
～1,950,000円	84.895分の5.105
1,950,001円～3,300,000円	79.79分の10.21
3,300,001円～6,950,000円	69.58分の20.42
6,950,001円～9,000,000円	66.517分の23.483
9,000,001円～	56.307分の33.693

(2) 自己負担額が2,000円で済むふるさと納税の上限額

ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した場合の上限額は以下の計算方法となります。なお、確定申告および住民税申告をした場合は、実際の上限額と異なる場合があります。また、分離所得・繰越損失・住宅借入金等特別控除などの税額控除がある場合は、この計算方法で求めることはできません。

計算方法

$\text{〔自己負担額が2,000円で済むふるさと納税上限額【X】－2,000円〕} \times \text{乗率〔表1〕} =$ $\text{〔所得割額－調整控除額〕} \times 20\%$
--

≪例≫ 自己負担額が 2,000 円で済むふるさと納税の上限額の計算

家族構成		支払ったもの	
夫	(年齢は関係なし) 給与収入7,000,000円	社会保険料	700,000円
妻	70歳未満・収入なし		
長女	大学生 20歳		
長男	高校生 17歳		

計算手順

- ① 給与所得を計算します。 ⇒ $(7,000,000 \text{円} \times 90\%) - 1,100,000 \text{円} = 5,200,000 \text{円}$
(11 ページ参照)
- ② 所得金額が、均等割・所得割・森林環境税(国税)の発生する金額になるかを確認します。(5・6 ページ参照)
 - ・ 均等割・森林環境税(国税)が発生する 1,549,000 円を超えるため、均等割、森林環境税(国税)の課税が確定 **A 市民税 3,000 円 + 県民税 1,000 円 + 森林環境税(国税)1,000 円**
 - ・ 所得割が発生する 1,820,000 円を超えるため、所得割の課税計算へ(以下へ続く)
- ③ 所得控除額を計算します。

(控除金額の計算方法については各控除項目(15~19 ページ)を参照してください)

社会保険料控除	700,000 円
配偶者控除(70歳未満の金額)	330,000 円
扶養控除(長女・長男)	780,000 円
基礎控除	430,000 円

全ての所得控除額を合計し算出 ⇒ **2,240,000 円**



- ④ 課税所得金額を計算します。 ① - ③ = **2,960,000円**(千円未満切捨て) (8 ページ参照)
- ⑤ 算出所得割額を計算します。 ④ × 10%(市民税 6% + 県民税 4%)(8 ページ参照)
B 市民税 177,600 円 + 県民税 118,400 円
- ⑥ 税額控除を計算します。(21~26 ページ参照)

- ・ 調整控除 ⇒ 合計課税所得金額が 2,000,000 円超(2,960,000円)
 $\{50,000 \text{円(基礎控除)} + 280,000 \text{円(配偶者控除と扶養控除の差額の合計)} - (2,960,000 - 2,000,000 \text{円})\} \times 5\%$
 ⇒ { }内がマイナスのため、控除下限額を採用 → 2,500 円(市民税 1,500 円 + 県民税 1,000 円)
 そのほかの税額控除はないため、税額控除の合計は、

C 市民税 1,500 円 + 県民税 1,000 円

- ⑦ 住民税額を計算します。(8 ページ参照) $A + B - C = 298,500 \text{円}$
- ⑧ 自己負担額が 2,000 円で済むふるさと納税の上限額を計算します。(39 ページ参照)
 割合: $\text{課税所得金額}(2,960,000 \text{円}) - \text{人的控除額の差}(330,000 \text{円}) = 2,630,000 \text{円}$
 表 1 より 79.79%

$$(X - 2,000 \text{円}) \times 79.79\% = (B - C) \times 20\%$$

$$X \doteq 75,500 \text{円}$$

自己負担額が 2,000 円で済むふるさと納税の上限額 = 75,500 円